

『古事記』偽書説をめぐる諸問題

大 和 岩 雄

一、「偽書」という言葉

シンポジウムの会場で、小島憲之氏から、中国の古文獻などを例にあげて、「偽書」という言葉の定義を、厳密におこなうよう御指摘があったが、言葉の定義と共に、なぜ『古事記』に偽書という言葉が使われるのか、その理由について考える必要がある。

理由は、現存の『古事記』に序文がついているからである。序文がついていなければ、本文の検討によってその成立時期が論じられても、『万葉集』のように成立論である。しかし、序文があるため、序文つきの『先代旧事本紀』が偽書といわれるように、現存『古事記』の序文に書かれている成立時期を疑う論は、成立論ではなくて、偽書論といわれるのである。

ところで、序文を疑っても、序文に書かれている成立時期を下げない説がある。神田秀夫氏は、序文は疑わしいから切捨てればいいとしながらも、自分の説を「偽書説」といわないのは、本文の成立を、序文に書かれている時期より下げないからである。下げないどころか、持統朝にまで引上げ、稗田阿礼を柿本人麻呂・山上憶良にあてている⁽¹⁾。梅原猛氏も、稗田阿礼を藤原不比等の別名とするが、こう考えることによって、「偽書説を克服することができる」と書いている⁽²⁾。

神田・梅原両氏の例でもわかるように、現存『古事記』の序文を疑っても、最終成立時期を、序文に書かれている和銅五年正月二十八日以降に下げない説は、偽書説ではなく、奈良朝後期（松本雅明）や平安朝初期（中沢見明・篠勲・西田長男・鳥越憲三郎・藪田嘉一郎・友田吉之

助)に下げる説を、偽書説というようである。

このように、「偽書」という言葉は、序文があるからいわれるのであり、序文がなければ成立論である。しかし、序文の内容を疑っただけでは偽書説ではなく、序文に書かれている成立の年・月・日より、「古事記」の成立を後代に下げる説が、偽書説なのである。

二、序文と稗田阿礼

「偽書」という言葉は、序文があるためいわれるのなら、序文を切捨ててしまえばいいとするのが稗田説である。しかし、現存『古事記』に序文がついている以上、「偽書」という言葉は避け得ても、序文を切捨てたのでは、「古事記」の成立を論じることができない。序文にこそ『古事記』成立の謎が秘められている。とすれば、序文を論じることが、『古事記』成立論の第一歩である。そこで問題になる最大の人物は、稗田阿礼である。

神田・梅原の両氏は、序文を疑うのだから、当然、稗田阿礼の実在性を疑って、山上憶良・柿本人麻呂・藤原不比等などの人物を、稗田阿礼にあてている。特に積極的なのは梅原猛氏である。なぜ、藤原不比等が稗田阿礼という姓名をつけたかという理由について、「稗の田に生れた」という姓名は、貧乏の生れという意味で、謙遜

してつけたとし、「ビンボウウマレ、そう元明帝の前に自分の出生を卑下しているのであろう。あるいは、その当時の姓名の常識からいえば、とてもありそうもない名前の中に、不比等は多少のユーモアを感じていたかもしれない」と書いている。この理由づけは安易である。

神田秀夫氏の人麻呂・憶良説は、上代特殊仮名遣いの「モ」の二音の書きわけが、現存『古事記』でなされていることを理由にしている。⁽⁴⁾しかし、柿本人麻呂・山上憶良という人物が、なぜ、稗田阿礼という名で序文に書かれているかという点については、まったくふれていない。

このように、藤原不比等・柿本人麻呂・山上憶良が、なぜ、稗田阿礼として序文に記されているかについて、安易な推定か、まったく説明がなされていないのでは、これらの人物を稗田阿礼にあてても、説得力があるとはいい難い。私も、稗田阿礼の実在は疑わしいと思うが、だからといって、両氏のように、稗田阿礼を当時の著名な人物にあてる方法論には、同調しかねる。

拙著『古事記成立考』『古事記偽書説の周辺』でも、くりかえし書いたように、稗田阿礼という姓名が記されているのは、理由があつたことである。稗田阿礼という人物は実在していないとしても、そういう姓名をつける原

因になった人物が、単数または複数、存在していたため、序文に稗田阿礼が登場したと考えている。だから、シンポジウムのとときの西宮一民氏の意見のように、序文に稗田阿礼と書かれているのだから稗田阿礼は実在した。その稗田阿礼を他の人物にあてるのは問題にならない、という意見とは根本的にちがうのである。私は序文を疑っているのだから、被疑者の証言ともいふべき序文を、唯一の証拠文書として、稗田阿礼の実在を疑うのは、「問題にならない」と、シンポジウムで言われたのでは、私としては「話にならない」のである。

三、稗田阿礼の実在性

序文には、天武天皇・稗田阿礼・元明天皇・太安万侶の四人が登場する。そのうち、天武・元明の両天皇と、太安万侶は、序文を唯一のよりどころとしなくても、その実在は客観的資料によって証明されているが、稗田阿礼は、序文によってしか、その実在は証明されないのだから、序文を疑えば、四人の人物のうち、稗田阿礼は客観的資料がないのだから、実在が疑わしくなってしまう。これは当然の論理の帰結である。

ところで、『万葉集』の作歌者のなかでも、『万葉集』以外に実在を証明する客観的資料がない人がいる。しか

し、これらの人物を実在しないとはいわないのだから、稗田阿礼も同じように考えてもいいのではないかと、という意見がある（シンポジウムの時の菅野雅雄氏の発言）。

だが、『万葉集』と『古事記』を一緒に論じるわけにはいかないのである。私は序文を疑っているから、その疑いを解くために客観的資料が必要だといっているのである。だから、『万葉集』も、その内容が疑われていれば、そこに登場する人物の実在証明に、客観的資料が必要になる。さらに、序文と歌集のちがいがある。一方は序文に記されている人物であり、一方は歌集の作歌者である（『万葉集』の作歌者の実在性は、作歌者のわからない場合は、人物名を記していないのだから、客観的資料がなくても確実性が高い）。

だから、同じ例として論じるなら、他の古文献の序文に書かれている、実在性の確かでない人物で、客観的資料がなくても実在が認められている例をあげて、『古事記』序文の稗田阿礼の実在を証するならいいのである。勿論、この場合でも、両方の序文に信憑性があるという前提が必要であり、一方の序文の信憑性が問題になっているのに、その見解のちがいを無視して、信憑性のある序文の例を、信憑性を疑っている序文に、適用するわけにはいかないのである。

いづれにしても、『万葉集』という歌集の作歌者が、客観的資料がなくても実在が疑われていない例をもって、内容に疑問をもたれている、『古事記』序文に載る稗田阿礼という人物の、実在の裏づけにはならないのである。

四、稗田阿礼と猿女氏

稗田阿礼については、『弘仁私記』序と『齋部氏家牒』に、天鈿女命の後裔（末葉）と記されている以外には、何の所伝もないが、この記事は、現存『古事記』の序文をみて記したものであるから、私という客観的資料ではない。但し、平安朝の文献が、天鈿女命の後裔と記すのは、当時、天鈿女命を祖とする猿女君（公）が、稗田氏といていたためである。『西宮記裏書』に、

貢_二猿女_一事。弘仁四年十月廿八日。猿女公氏之女一人。進_二縫殿寮_一。延喜廿年十月十四日。昨尚侍令奏。

縫殿寮申。以_二稗田福貞子_一。請_二稗田海子死關替_一。

とあることから、推定できる。従来、この記事をもって稗田阿礼の実在の証明とする説があったが、稗田という姓が猿女君（公）氏にあることの実証になっても、稗田阿礼の実証にはならない。その上、この記事が和銅五年（七二二年）前後ならいいが、弘仁四年（八一三年）という百年ほど後の記事なのだから、なお更、稗田阿礼の

実在の証明とするには無理な文献である。逆に、この記事から、弘仁年間なら、稗田阿礼という人物を創作できるといふ仮説は、（もし稗田阿礼が実在していないとすれば）可能である。

いづれにしても、この記事をもって稗田阿礼の実在性の裏づけにするのも、逆に平安朝の創作とするのも、短絡である。確かなことは、前述した梅原説のような意味で稗田が姓になっているのではなく、稗田は猿女君（公）氏を意味するのである。だから、『弘仁私記』の序文などで、天鈿女命の後裔と記したと言えるのである。

拙著でもくりかえし書いたことであるが、序文に稗田阿礼が登場してくるのは、理由がある。その理由とは、稗田阿礼という人物は実在していないとしても、そういう姓名をつけたのは、猿女君氏が現存『古事記』の成立に深くかかわっていたからである。

序文に書かれている稗田阿礼の稗田が、猿女君氏の姓であることと、本文に猿女君氏の関係記事があることを関係づけて、稗田阿礼の実在の例証とする意見もあるが、このことは、猿女君氏が、現存『古事記』にかかわっていることの実証になっても、稗田阿礼の実在証明にはならない。

五、稗田阿礼の男女論争

このように、猿女君氏について、序文と本文との関係で論じる意見があるように、稗田阿礼についても、同じような意見がある。それは、稗田阿礼の性別論争である。稗田阿礼が男か女かという論争は、江戸時代からある。重要人物で、男か女かきまらないで、あいかわらず性別論争がつづいているのは、稗田阿礼以外にはない。なぜ、男か女かの論争がつづくか。理由は簡単。男か女かを実証するものが、なにひとつないからである。

稗田阿礼が男か女かという論争で、男と主張する論者は序文を、女だと主張する論者は本文を、よりどころとしている。その典型的なのは、上田正昭氏・三谷栄一氏の対談⁵⁾である。本文の女性的要素から稗田阿礼女性説を主張する三谷氏に対して、上田正昭氏は、「舍人」とあることから、文献史学の面から、舍人に「女性の例はまったくない」といい、女性説を否定している。神道史学の西田長男氏も、この対談より二十年ほど前に、三谷栄一氏と論争しているが、西田氏も上田氏と同じく男性説である。民俗学の柳田国男氏も稗田阿礼を女とみるが、民俗学・国文学系統の人は、阿礼を女とみる傾向があり、歴史学系統の人は、阿礼を男とみるのは、序文の関係を

象徴的に示している。

序文筆者は、稗田阿礼を舍人と書いているのだから、男とみている。舍人は男にきまつているからである。しかし、本文の伝承や歌謡などから考えれば、三谷説の現存『古事記』の女性的要素も否定できない。とすれば、『古事記』が後宮で成立したとする三谷氏⁷⁾にとって、誦習者の稗田阿礼を女とするのは、当然といえる。このように、序文をよりどころにするか、本文をよりどころにするかによって、稗田阿礼は男になったり、女になったりする。その原因は二つある。一つは稗田阿礼の実在が確かでないため、もう一つは序文と本文に⁶⁾いちがいがあるためである。

六、本文と序文の関係

序文と本文に⁶⁾いちがいがあるという意見は、偽書論者・序文切捨て論者・原古事記論者の三つの立場から出されている。一方、序文と本文とは⁶⁾いちがいがないとする論者は、当然、偽書説・序文切捨て説・原古事記説に反対する立場の人たちである。私は、序文・本文不一致も、序文・本文完全一致説も、稗田阿礼の性別論争と同じように、お互いが、一面のみをとりあげて論じているように思えてならないのである。

序文は本文についているのだから、序文である。当然、一致しなければおかしいのである。ところが、不一致論が出るのは、本文と序文が一貫した成立時期ではないためと、私は推測しているが、だからといってすべてがくいちがうわけではない。序文は、くいちがうところもあれば、そうでないところもある。このような事実が、現存『古事記』の成立の謎を解く鍵だと思つてゐる。

序文と本文の不一致論者は、そのことをもって偽書説の根拠とする。偽書説の根拠としない論者は、本文と一致しない序文を偽書として切捨てることによって、本文を救済する。この不一致を主張する二説（偽書説と序文切捨て説）は、序文に書かれている日付を信用していない点において、共通している。しかし、原古事記説にたつ論者は、序文に書かれている日付を信用した上で、序文と本文の不一致を指摘する。つまり、原『古事記』に序文をつけたための不一致と考えているのである。

こうした原古事記論者の中で、川副武胤氏は、序文・本文不一致論者の多くが、「偽書説」か「序文偽書説」であるのに対して、逆にこの不一致が、本文及び序文偽書説を否定する論拠になると考えている。川副氏は、序文が本文の内容・用語、さらに用語についての法則を無視

しきつてゐることから、「古事記序文の古事記知らず」と書き、序文と本文の不一致が、序文と本文の作者が別人であることの証拠だとして、次のように書いている。

「偽書の序文を、偽書の作者以外の人が、別に、新たに、書き加えるはずもないので、本文と序文の理念や内容が矛盾することは、かえつて偽書説の反証になる。また、序文の作者が安万侶であり、彼が古事記の最終的な成立に参加していることの証拠になる」⁽⁸⁾

この川副氏の論理は、次のような三段論法である。偽書は、序文と本文が同じ作者によって書かれていなければならぬ。ところが、序文と本文の作者は、同じ人物ではない。だから古事記偽書説の反証になる、というのである。この三段論法は、序文の偽作者が本文も書下したとする古事記偽書説の反証にはなつても、序文偽書説の反証にはならない。川副氏は、原『古事記』の存在を認めることによって、現存『古事記』序文の信憑性が保証されたとするが、原『古事記』に現存『古事記』の序文がついていたとみているのではないのだから、原『古事記』の存在を認めることと、序文の信憑性を認めることは、別問題である。だから、本文と序文の不一致によつて、太安万侶が序文の作者であることの証拠にはならないのである。

本文と序文の作者が一致しないことは、川副説とは逆に、太安万侶が序文の作者ではないとする裏付の方が強いのである。だから、この不一致が、偽書説や序文偽書説（序文切捨て論）を生んでいるのであるが、私は本文を平安朝初期の偽作とする説や、序文切捨て説に同調するものではない。

川副氏は、「古事記序文の古事記知らず」と書いて、本文はほとんど原『古事記』のままであり、その成立を天武朝の後半とみているが、この原古事記存在説及び原古事記成立説には私も賛成であるが、序文が書かれたのは、序文の年・月・日より、もっと後代に下げるべきだと思っている。その詳細は、『古事記成立考』『古事記偽書説の周辺』『古事記と天武天皇の謎』などの拙著で繰返し書いたので略すが、単なる旧辞帝紀でなく、原『古事記』の存在を認めることが、現存『古事記』の成立を解く鍵になると、私は思っている。

七、異本『古事記』の存在

『古事記』について、現存『古事記』とわびわび「現存」と冠するのは、現存していない『古事記』の存在を推測するからである。古事記（フルコトノフミ）は、『万葉集』のような固有名詞ではなく、国史（クニノフミ）と

同じ普通名詞と考えるべきである。このことは、すでに倉野憲司氏が述べているが、ともすれば、『古事記』という名称を、『日本紀』『万葉集』と同じ固有名詞と考えて論じている論文を、しばしばみる。この発想では、現存『古事記』以外に『古事記』はあってはならないし、ないはずである。だから、現存『古事記』と内容が異なる文章が『古事記』と記されている場合は、すべて誤記として処理されてきた。しかし、『古事記』を普通名詞と考えれば、現存『古事記』以外の『古事記』が存在するのは、当然である。

現存『古事記』に対して、そういう『古事記』を、私は異本『古事記』といい、現存の『古事記』の本になった『古事記』を原『古事記』という。「原古事記」の存在については、多くの人がいっているので詳しくふれないうが、「異本古事記」の存在については、あまりふれられていないので述べておく。

「異本古事記」については、「現存『古事記』以外にも存在した『古事記』」。「原古事記・現古事記・異本古事記」。「異本古事記をめぐって」などの拙論で詳述したが、異本『古事記』を認めようとしめない意見もある。そういう意見の徳光久也氏の拙論批判⁽¹²⁾については、「文学」一九八〇年五月号に反論を書いたので詳述しないが、徳

光氏の「古事記論」は、『古事記』を固有名詞化して、「原」や「異本」の『古事記』はあつてはならないという前提である。それに対して、私は『古事記』を普通名詞とみての「古事記論」なのだから、議論の歯車が最初から噛み合わないのである。

和田萃氏も『釈日本紀』を例にして、「決して、異本古事記の存在を証するものではない」(傍点は引用考)と断定している。『釈日本紀』の例だけを引いて、異本『古事記』の存在を否定するのは早計である。和田氏の断定は『釈日本紀』に限れば早計とはいえないが、異本『古事記』の引用は『釈日本紀』だけではないのだから、和田氏の意見によって、「決して、異本古事記の存在」が否定されたのではないのである。

『釈日本紀』に載る「多氏古事記」という異本『古事記』を、和田氏は「弘仁講書に際し講師となつた多人長が関与した記録であろう」と書き、『古事記』として認めないのである。もし、和田説を認めたとすれば、次のような疑問が出る。なぜ、「多人長が関与した記録」が、『釈日本紀』や『土佐国風土記』逸文に、「多氏古事記」と記されているのであろうか。弘仁講書の記録が多氏『古事記』と記された理由を和田氏に聞きたい(弘仁講書の記録は私記として現在する)。また和田氏は、『多氏古

事記』逸文の一条は、『土佐国風土記』逸文に引くところで史料価値は低く、だから、異本の『古事記』とは認められないというのだが、『風土記』逸文の内容は、そこに書かれている内容が認められないほど、史料価値は低いのだろうか。

もし、和田説を認めて、「多氏古事記」の内容は『古事記』とは認められないとしても、「多氏古事記」と『釈日本紀』や『土佐国風土記』逸文に書かれている、事実とは否定できない。

ところで、従来の説では、書かれている事実も、誤記脱字にしてしまうのである。『琴歌譜』『令集解』『政事要略』『万葉集』巻一の裏書などの、異本『古事記』はみなそうである。これは、『古事記』を固有名詞とみる発想からの安易な解釈である。

「フルコトノフミ」という普通名詞と理解すれば、現存の『古事記』以外の『古事記』が存在するのは当然のことである。それを私は、現存の『古事記』に対して、異本の『古事記』というのである。そう考えれば、従来の現存『古事記』とちがう内容の『古事記』を誤記脱字説でかたづけたり、異本古事記説を、検討もせず否定することはできないであらう。

八、『古事記』と多氏

「多氏古事記」と書かれている『古事記』は、多氏の『古事記』ではないとする和田説については前述したが、その内容の是非はともかくとして、氏のつく『古事記』で「多氏古事記」だけが文献に記されているのは、無視できない。たまたま「多氏古事記」が記録として残っただけで、他にも「〇〇氏古事記」があったとも考えられるが、『古事記』を撰録したのは太安万侶であり、序文も太安万侶が書いたとあるのだから、稗田阿礼の登場（実在の事実でなく、序文に書かれている、という事実）が、稗田（猿女君）氏と関係があるように、太安万侶の登場も、太（多朝臣）氏との関係を『古事記』がもっていたことを示すものである。

私は、天武朝後半に書かれた未定稿の原『古事記』を（太安万侶の特定稿化しようとする作業が行われたかもしれないが）、序文のついた現存『古事記』に最終的にまとめたのは、和田萃氏が弘仁講書の件で名をあげている、多人長と推測している（最終的まとめとは「整理」であって、いわゆる偽書論者のいう書下し説とはならない）。この視点からしても「多氏古事記」は無視できない。

和田萃氏の書くように「多氏古事記」の用語が「古事

記よりむしろ日本書紀に近い⁽¹⁵⁾から、異本の『古事記』ではなく、『日本書紀』を講義した多人長の記録とする推論にしても、『日本書紀』に近いものが、なぜ多氏の『古事記』と書かれているかの問題は、避けておろすことはできない。このように、原『古事記』と同じく、異本『古事記』も、現存『古事記』の成立を解く鍵の一つなのである。

平安朝初期の『琴歌譜』は、多氏の家伝の書であるが、この書では、「古事記」「一古事記」「日本古事記」という書きわけがなされている。「日本古事記」については、「紀」が脱落したのであって、「日本紀」「古事記」と読むべきだとするのが通説だが、私は安易な脱落説はとらず、書かれているままに読む。なぜ、現存『古事記』が、特定の説明の場合だけ「日本古事記」と書かれたかの理由は、拙著で述べたので略すが、「一古事記」は現存の『古事記』に対しては、「異本古事記」である。その「異本古事記」も『古事記』なので、『琴歌譜』では「一古事記」と記しているのである。このように、平安朝初期には、現存『古事記』と内容のちがう『古事記』が、多氏の家にあり、それだけでなく、「多氏古事記」と書かれる「記録」も、多氏にはあったのである。

更に、現存『古事記』の序文のことは、多人長の弘仁

講書を記録した『弘仁私記』の序文に、はじめて引用されている。それ以前には、序文の引用はまったくない。客観的資料としては、『弘仁私記』序が最初である。それも、多(太)氏及び多人長にかかわっているのである。

このような事実と、序文の太安万侶の登場は無縁ではないし、現存『古事記』の成立及び序文について、多氏を無視することはできないのである。

九、上代特殊仮名遣い

序文があるから「偽書」という言葉が使われるのであって、序文がなければ成立論である。と最初に書いたので、そのために、序文に書かれている稗田阿礼・太安万侶をめぐる諸問題と、序文と本文の関係について述べてきた。だから最後に、本文にふれるべきであるが、本文の問題点についても拙著で詳述してきたので、拙論への最近の批判についてふれておく。

『古事記』の上代特殊仮名遣いについての私説に、山口佳紀氏・大野晋氏からの批判があった。この批判については、ごく簡単に「国文学——解釈と教材の研究」一九八一年一月号に書いたが、山口氏は『和銅五年』という序文の記載をそのまま信ずべきかどうかは、上代特殊

仮名遣いという観点からは、何とも言い得ないことである⁽¹⁷⁾と結論しているので、その点では私と同じ説である。ところが、大野氏は、上代特殊仮名遣いの、特に「毛」「母」の使い分けをもって、和銅五年正月二十八日成立の「キメテ」とする⁽¹⁸⁾。この大野説を批判した拙論の文章を引用して⁽¹⁹⁾（但し、私の名前は出していない）、大野氏は次のように反論する。

「あなたは明治時代に、いくつ音を聞き分けていたか御存じか、江戸時代の発音の区別の数を御存じかといわれて、答えることのできる人があるだろうか」と書き、そんなことは不可能だとする。そして、その例として、昔「を」と「お」とは発音上の区別があったのだと現在の大学生に教えて、昔の音の法則に合致するように使い分けよと命じて、できないことは「明白である」から、奈良時代の音の区別を知らなかった、「弘仁時代の人々が、『毛』と『母』とを書き分け得ないのとは、ほぼ同断なのである」と断定する⁽²⁰⁾。

これは、まったく私の論旨を無視している。私は大野氏には直接言ったこともあるが、弘仁時代の人々が「毛」と「母」が書き分けられたなどと、どこにも書いたことはないし、言ったこともない。

私は、「毛」の二音の書き分けが「原古事記」にあっ

たとする毛利正守氏の説を述べた上で、その二百余例が有坂秀世氏も驚かれるほど、整然と一つの例外もなく書き分けられているのは、「原古事記」の書き分けに影響されて統一整理したためではないかと推測したのである。その理由として、弘仁年間の『日本書紀』の講師に選ばれた多人長なら、そのことが可能であるとして、彼は『弘仁私記』をみれば、弘仁時代の人々が使っていない上代特殊仮名遣いを使い分けていること。また、『弘仁私記』序によれば、特に卷一・二を講義したが、それは「神代語多古質」、授受之人動易訛謬」だから、特に古い正確な「倭音」を教えたところ。さらに多人長の資質だけでなく、彼の属する多氏が大歌所にもかかわり、古い音訓を伝承している家であること、などをあげたのである。

そして、同時代人にはできない上代特殊仮名遣いの區別を知っている多人長なら（そのことは大野晋氏も書いていてる）、⁽²²⁾「原古事記」の「モ」の使い分けの一部の不統一を、整理することも可能ではないかと書いたのである。私は、二百余例に一つの例外もない、見事な統一整理を問題にしているのである。だから、私説の論旨をすりかえた反論でなく、弘仁講書の講師の多人長が、古文獻（この場合は原古事記）の用字法の不統一を整理すること

が可能かどうかを、批判してほしい（できれば、私が参考にした毛利正守氏の説を含めて）。

そのような批判なしには、大野説を認めるわけにはいかないのである。

一〇、むすび

私は、シンポジウムするとき、次のような言葉で、むすびとした。

「序文を疑うことなく、すべて正しいとする前提で、現存『古事記』を論じる立場にも、平安朝初期に現存『古事記』が書かれたとする偽書説の立場にも、私は組みません。

序文に書かれていることは、すべて正しいとして、それに合わせよう合わせようとする方法論でない、別の方法論に立って、私は、わが祖先の太安万侶や多人長の真実の業績を、知ろうとしているのです。

その結果、序文は疑うべきではない、ということになれば、わが祖先の顕彰になり、これほどうれしいことはありません」

注1 神田秀夫「動揺する『古事記』の成立」『国文学―解釈と鑑賞―』昭和三十九年一月号

2 梅原猛「記紀覚書（上）」『文学』昭和五五年五月

- 号)
- 3 梅原猛「記紀覚書(下)」(『文学』昭和五五年七月号)
- 4 神田秀夫、前掲論文
- 5 三谷栄一・上田正昭「対談・古事記の成立とその性格」(上田正昭編『古事記』)
- 6 西田長男「稗田阿礼―男性?女性?―」(『国学院雑誌』昭和三三年一〇・十一月号)、三谷栄一「古事記の成立と氏女・采女の伝承―稗田阿礼女性論再考序説―」(『国学院雑誌』昭和三七年九月号)
- 7 三谷栄一『古事記成立の研究』
- 8 川副武胤『古事記の世界』
- 9 『古事記成立考』(昭和五〇年一月・大和書房)
『古事記偽書説の周辺』(昭和五四年四月・名著出版)
『古事記と天武天皇の謎』(昭和五四年八月・六興出版)
- 10 倉野憲司・武田祐吉校注『古事記・祝詞』(日本古典文学大系1)の古事記の解説。
- 11 「現存『古事記』以外にも存在した『古事記』は『古事記成立考』に所収。「原古事記・現古事記・異本古事記」は倉野憲司編『論集・古事記の成立』に所収。「異本古事記をめぐって」は「文学」昭和五五年五月号に掲載。
- 12 徳光久也「古事記成立論批判」(『古事記年報』三一)
- 13 大和岩雄「異本古事記をめぐって」(『文学』昭和五五年五月号)
- 14 和田萃「太安万侶は古事記の内容にどう関わったか」(『国文学―解釈に教材の研究―昭和五五年一月号)
- 15 和田萃、前掲論文
- 16 大和岩雄「古事記偽書説と上代特殊仮名遣い」(『国文学―解釈と教材の研究―』昭和五六年一月号)
- 17 山口佳紀「上代特殊仮名遣い研究から見えて古事記偽書説は成り立つのか」(『国文学―解釈と教材の研究―』昭和五五年一月号)
- 18 大野晋『日本語の起源』
- 19 大和岩雄『古事記成立考』
- 20 大野晋『日本語の成立』(日本語の世界1)
- 21 毛利正守「古事記の音注について」(『芸林』一八巻一・二号)
- 22 有坂秀世『国語音韻史の研究』
- 23 日本古典文学大系『日本書紀・上』解説の訓読の条私の姓は「ダイワ」でも「ヤマト」でもなく、「オオワ」なのは、多氏であるためといわれているが、その理由については、拙著『古事記と天武天皇の謎』に書いた。